

第4節 安全・安心で快適な生活環境づくり

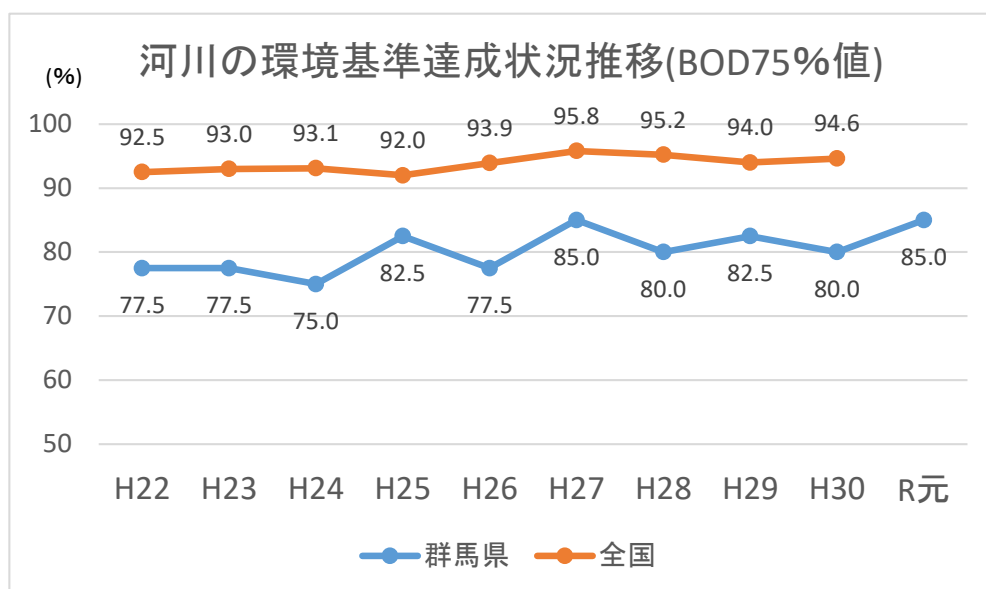


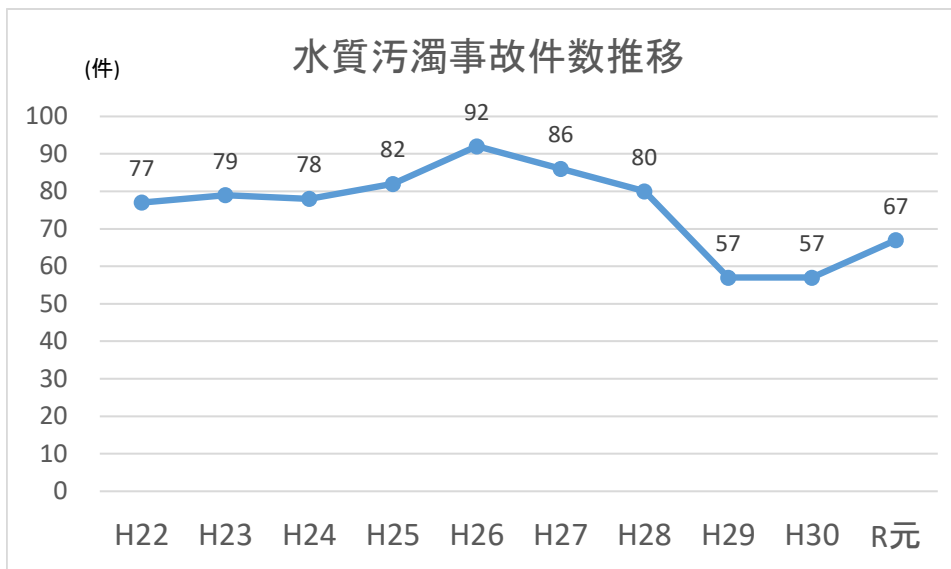
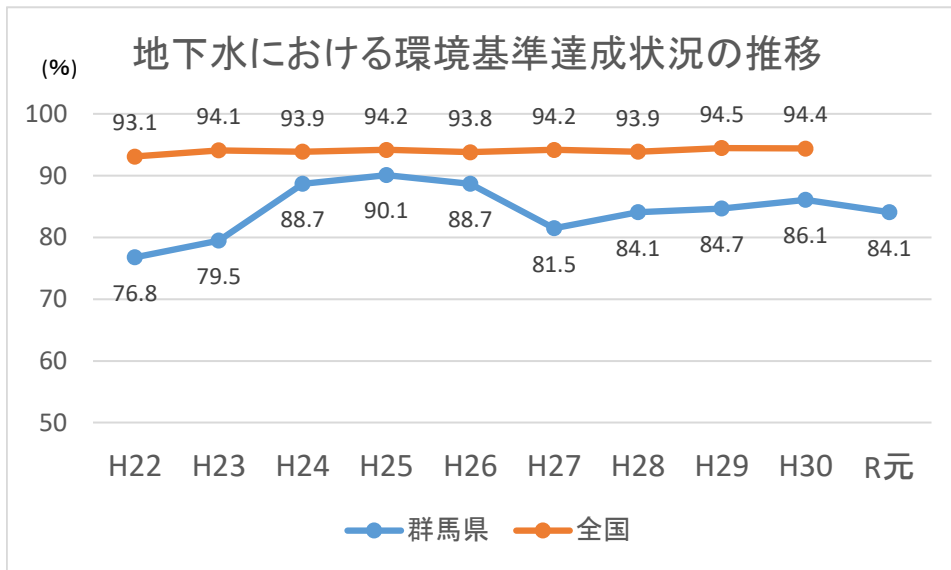
- 1 水環境、地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進
- 2 大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止
- 3 有害化学物質による環境リスクの低減
- 4 放射性物質への対応
- 5 快適な生活環境の創造

1 水環境、地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進

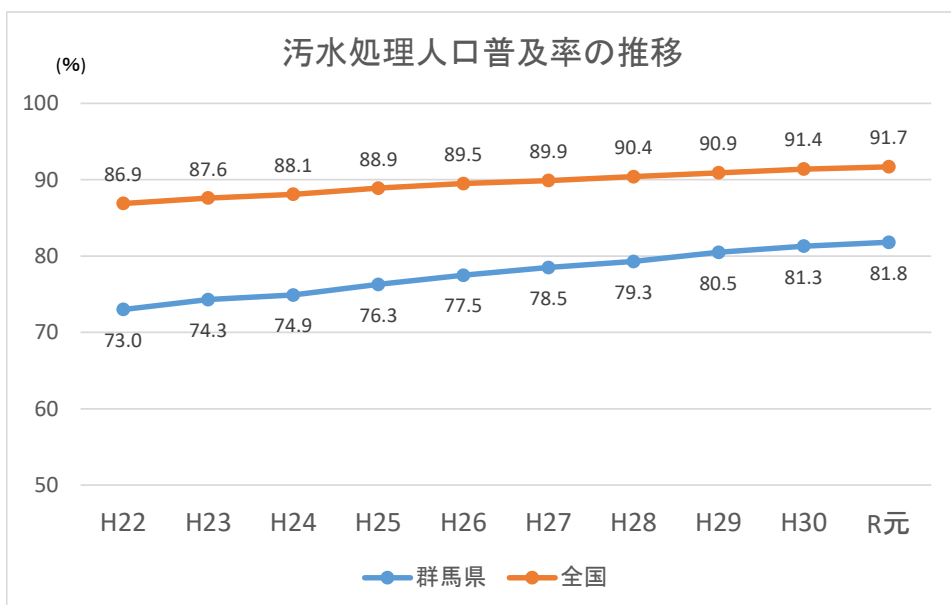
現状と課題

- 河川の水質環境基準達成率（BOD^{*1}75%値^{*2}）は85.0%（2019（令和元）年度）で、全国平均よりも低いですが、わずかに改善傾向がみられます。
- 地下水の水質環境基準超過が顕著であり、特に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染^{*3}が顕在化（全国ワーストレベル）しています。
- 水質汚濁事故の発生件数は、増加傾向にありましたが、2014（平成26）年度のピークからは減少しています。
- 地盤沈下は、全体としては沈静化の傾向にありますが、県東南部では依然として地盤沈下が確認されています。
- 工場跡地などで土壌汚染が確認されたために、土壌汚染対策法で区域指定された箇所は県内に37箇所（2019（令和元）年度末）あり、土地改変時や自主調査等の調査契機の拡大を背景に増加傾向にあります。
- 畜産経営に起因する環境問題は減少傾向にありますが、市街化・混住化の進展や家畜飼養規模の拡大に伴い、複雑化・大規模化・長期化する事例が散見されており、地域と調和した畜産経営の確立のためには、畜産環境保全を推進する必要があります。
- 本県の2019（令和元）年度末の汚水処理人口普及率^{*4}は81.8%であり、全国平均である91.7%を、10ポイント程度下回っている状況です。
- 企業局の工業用水道事業は、企業の生産活動を支える重要な産業インフラとして、工場などの事業所に工業用水を常に安定供給するとともに、地下水から表流水への転換を図り地盤沈下を防止する役割を担っています。
- 企業局の水道事業は、市町村等の受水団体に水道用水を卸供給することにより、水道施設への重複投資の回避及び水道料金の平準化を図るとともに、地下水から表流水への転換を図り、地盤沈下を防止する役割を担っています。





(資料:環境保全課)



(資料:下水環境課)

将来像

- 河川の環境基準達成率（BOD75%値）は、現状よりも改善されています。
- 河川中のマイクロプラスチックの量が減少しています。
- 家畜排せつ物の適正な管理により、水質汚濁や土壌汚染を防止し、地域の生活環境に優しい持続的な畜産経営が展開されています。
- 浄化対策や水環境改善のための施策の実施により、水質改善による良好な生活環境、水辺環境が保全されています。
- 汚水処理人口普及率の向上により、県民の生活環境が良好になり、良質な水資源を首都圏へ供給することができます。
- 工業用水及び水道水の安定的な供給が継続しており、地盤沈下の防止が図られています。

取組の方向性

- 河川の水質を改善するため、生活排水対策を促進します。
- 水質汚濁防止のため、工場・事業場における自主管理を促進します。
- プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組やマイクロプラスチックの排出抑制対策を進めます。
- 地下水資源の管理と適正利用を推進します。
- 畜産環境問題の発生を防止するため、家畜排せつ物法の遵守を推進し、畜産環境の保全を図ります。
- 堆肥生産量は、需要量を上回る地域があることから、耕種農家と畜産農家の連携強化を進め、堆肥の流通・利用を促進します。
- 適切な排水処理の指導や、排水高度処理装置の導入等を推進し、年々厳しくなる排水基準を畜産農家が遵守できるよう支援します。
- 浄化施設の適切な維持管理による浄化対策を継続するほか、関係する地元団体や館林市の関係部局と連携しながら取組を進めていきます。
- 水質調査を継続しながら水質の変化を把握していきます。
- 浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽管理者（浄化槽の所有者等）及び浄化槽保守点検業者に対し、指導及び啓発を行います。
- 下水道や農業集落排水による整備では非効率な区域を合併処理浄化槽による整備区域に変更し、汚水処理施設の最適な配置計画へ見直すとともに、市町村への財政的支援を継続し、更なる効率的・効果的な汚水処理施設整備の促進を図ります。
- 下水道については、下水道施設の適切な維持管理や計画的な更新工事を実施し、健全な状態を保持します。
- 浄化槽整備については、関係団体とも連携し、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に向けた広報等を、積極的に行います。
- 東毛工業用水道については、給水能力に余力があるため、新規開発団地に進出する企業に積極的な営業活動を行うとともに、工業用水の供給区域に立地している企業に対し、地下水利用からの転換による新規給水や契約水量の増量の提案を行うなど、地盤環境の保全に努めます。
- 水道事業については、地盤沈下防止の観点からも、受水団体の水源の一つである地下水を表流水へ転換していくことが必要であるため、給水量の維持・増量に取り組み、地盤環境の保全に努めます。

施策展開

（１）水質汚濁・地下水汚染の防止

- ・河川・湖沼・地下水の水質測定の実施と公表【環境保全課】
- ・水質汚濁事故の迅速な情報伝達と関係機関との連携【環境保全課】
- ・工場・事業場への立入指導の実施【環境保全課】
- ・地下水の水質測定の実施と公表【環境保全課】

- ・浄化槽法定点検の受検と保守点検の実施の指導【廃棄物・リサイクル課】
- ・「浄化槽管理士講習会」の受講促進【廃棄物・リサイクル課】
- ・プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組【気候変動対策課、廃棄物・リサイクル課】（再掲）
- ・マイクロプラスチック排出抑制対策【環境保全課、林業振興課】（再掲）
- ・家畜排せつ物法遵守の徹底【畜産課】
- ・堆肥の流通推進【畜産課】
- ・畜産経営環境周辺整備支援事業【畜産課】
- ・下水道等と合併処理浄化槽のベストミックスによる効率的・効果的な整備の推進【下水環境課】
- ・合併処理浄化槽への転換促進【下水環境課】

（２）地盤沈下の防止

- ・一級水準測量による地盤変動調査【環境保全課】
- ・地下水採取状況の把握と結果の公表【環境保全課】
- ・取水における地下水から表流水への転換の推進【（企）水道課】

（３）地下水・土壌汚染対策

- ・有害物質使用事業場に対する立入指導【環境保全課】
- ・市街地における土壌汚染対策の推進【環境保全課】
- ・農用地の土壌汚染防止対策【技術支援課】

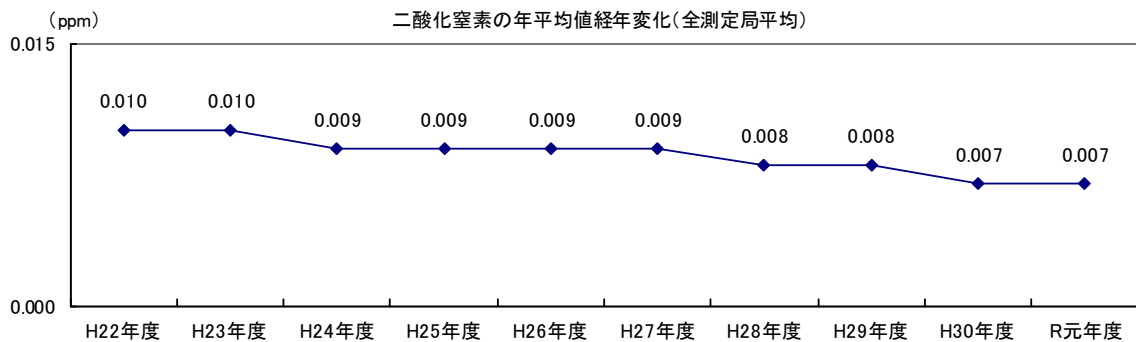
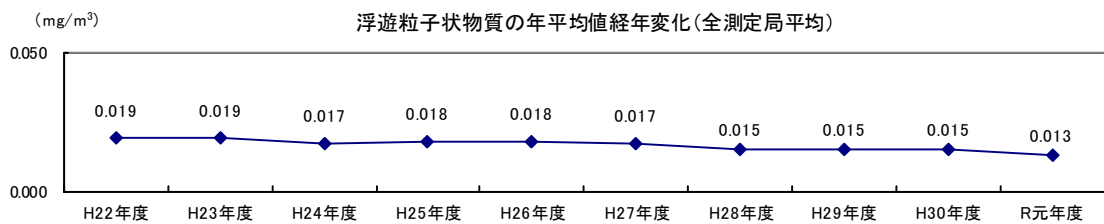
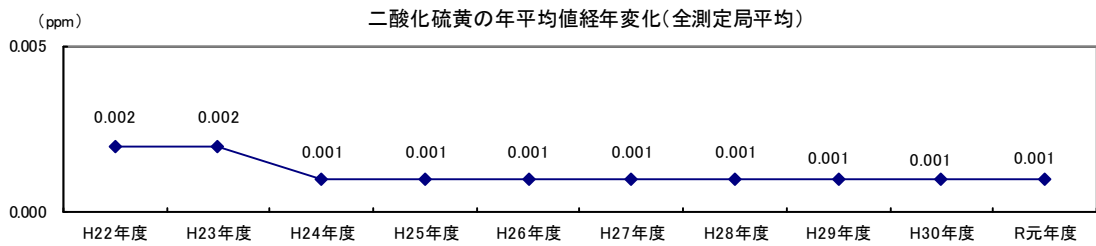
『用語解説』

- * 1 BOD：水中の汚濁物（有機物）が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、単位はmg/lで表します。河川水や排水、下水などの汚濁の程度を示すもので数値が大きいほど水が汚れていることを示します。
- * 2 75%値：BODやCODの環境基準適合状況を判断するときに用いる値で、年間を通じて測定した日平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときに、 $0.75 \times n$ （ n ＝日平均値のデータ数）番目（端数を切り上げた整数番目）の値です。
- * 3 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素による汚染：主な原因は、生活排水の地下浸透、窒素肥料の過剰な施肥、家畜排せつ物の不適正な処理、工場・事業場からの排水等が挙げられます。
- * 4 汚水処理人口普及率：下水道処理のほか、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント処理施設等の整備されている人口が、県の行政人口に対して占める割合のことです。

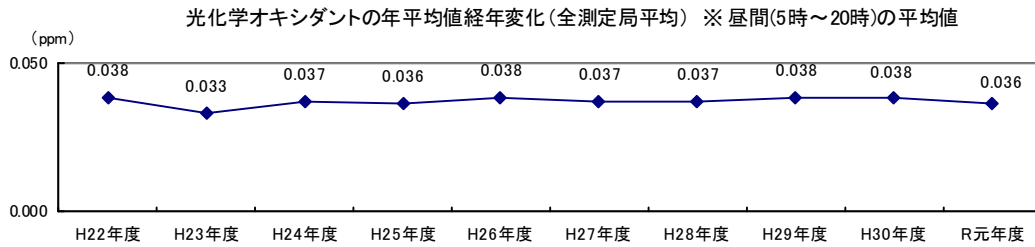
2 大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止

現状と課題

- 本県の大気環境の状況は、二酸化硫黄*¹、二酸化窒素*²、浮遊粒子状物質*³、微小粒子状物質(PM2.5)*⁴については、環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダント*⁵については、例年、環境基準を達成していません。
- 微小粒子状物質の発生源対策に資するため、調査研究を推進します。
- 騒音・振動規制基準達成状況(特定工場)や自動車騒音については、改善されてきています。
- 悪臭防止法は、事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことによって、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。悪臭に関する苦情は、物質濃度規制では解決できない事例が多い状況であり、本県では、県内全市町村で臭気指数による規制を行うことを目標としています。
- 畜産経営に起因する公害苦情は減少傾向にありますが、市街化・混住化の進展や家畜飼養規模の拡大に伴い、複雑化・大規模化・長期化する案件が散見されます。
- 畜産苦情のうち悪臭関連の苦情発生件数は、2019(令和元)年度は23件で、苦情全体の約40%を占めており、臭気対策の推進が必要です。
- 悪臭による公害苦情は感情的な対立に発展しやすく、安定的な畜産経営の支障となりかねません。



(資料:環境保全課)



(資料:環境保全課)

将来像

- 大気環境は、光化学オキシダント以外は、環境基準が達成された状況が維持されています。
- 県内全市町村で臭気指数による規制が行われています。
- 家畜排せつ物の適正な管理や臭気対策の推進により悪臭の発生を防止し、地域と調和した安定的な畜産経営が展開されています。

取組の方向性

- 大気環境の常時監視結果のホームページでのリアルタイム公開を継続するとともに、光化学オキシダント等の注意報を適切に発令し、県民の健康被害の防止を図ります。
- 騒音・振動に係るほとんどの業務は市町村が行うことになるため、県は研修会の実施、相談・助言などにより市町村を側面から支援していきます。
- 高速自動車道等の騒音については、管理者に対して防音対策を要望していきます。
- 悪臭に係るほとんどの業務は市町村が行うことになるため、県は研修会の実施、相談・助言などにより市町村を側面から支援していきます。
- 県内全市町村で臭気指数による規制を行えるよう努めます。
- 畜産公害苦情の発生を防止するため、排せつ物の適正管理指導を実施し、畜産環境の保全を図ります。
- 苦情発生時には、速やかな対応により問題の早期解決を図ります。
- 悪臭の発生防止対策として、脱臭装置等の導入を支援し、畜産臭気の問題を有する地域の生活環境を改善します。

施策展開

(1) 大気汚染の防止

- ・大気汚染状況の常時監視【環境保全課】
- ・大気汚染による健康被害の防止対策【環境保全課】
- ・工場事業場への立入検査【環境保全課】

(2) 騒音・振動の防止

- ・騒音規制法・振動規制法の管理運営【環境保全課】
- ・環境騒音の測定調査、防音対策の要望【環境保全課】
- ・騒音・振動の業務を行う市町村に対する側面支援【環境保全課】

(3) 悪臭の防止

- ・悪臭防止法の管理運営【環境保全課】
- ・悪臭の業務を行う市町村に対する側面支援【環境保全課】
- ・畜産環境保全対策推進事業【畜産課】
- ・畜産経営環境周辺整備支援事業【畜産課】(再掲)

『用語解説』

- * 1 二酸化硫黄：石炭や石油等に含まれている硫黄分が、燃焼時に酸化して発生する刺激臭のある無色の気体です。窒素酸化物とともに呼吸機能に影響を及ぼし、酸性雨の原因物質として知られています。
- * 2 二酸化窒素：窒素の化合物で赤褐色の気体です。発生源はボイラーや自動車などの燃焼過程や、硝酸製造などの工程などで、代表的な大気物質です。燃焼過程でほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化されて二酸化窒素になります。
- * 3 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもので、発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然由来（火山、森林火災など）のものもあります。肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。
- * 4 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：浮遊粒子状物質よりさらに細かく、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子です。粒子が細かいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がんや呼吸器系への影響だけでなく、循環器系への影響も懸念されています。このため、類似項目の浮遊粒子状物質と比較して非常に厳しい環境基準値が設定されています。
- * 5 光化学オキシダント：自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する酸化性物質です。高濃度になると目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を引き起こします。

3 有害化学物質による環境リスクの低減

現状と課題

- 現在の私たちの生活は、多種多様な化学物質を利用することで成り立っていますが、その中には有害なものも存在します。
- 1999(平成11)年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定以降、ダイオキシン類の環境中への排出量が大幅に減少するとともに、調査地点では、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水 質、土壌全てにおいて環境基準を達成していますが、引き続き環境監視を行います。
- アスベスト(石綿)*¹建材が使用された建築物や工作物の解体及び改修工事により、アスベストが飛散するおそれがあるため、飛散防止対策や適正な廃棄物処理など、適切に講じていく必要があります。
- PRTR*²制度の集計結果によれば、県内における有害化学物質の環境中への排出量は減少傾向にあります。人や生態系に悪影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を持つあらゆる有害化学物質については、使用と管理を適切に行い、排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減することが必要です。

将来像

- ダイオキシン類については、環境基準の達成率が維持されています。
- アスベスト(石綿)建材が使用された建築物や工作物の解体及び改修工事が適切な方法で行われ、アスベスト(石綿)の飛散防止が図られています。
- 有害化学物質の排出抑制への取組が継続されています。

取組の方向性

- ダイオキシン類による汚染を防止するため、発生源対策、ごみ減量化・リサイクル、環境実態調査を総合的に推進します。
- 建築物等の解体工事でアスベスト飛散防止対策や廃棄物処理が適切に行われるよう、事業者に対する指導を継続します。
- アスベストによる健康被害者に対する救済制度の普及を推進します。
- アスベスト含有の建築物の台帳整備を行います。
- 食品中に残留する有害物質について、計画的なモニタリング検査を行い、食品の安全性を確認、確保します。
- 事業者の自主的な有害化学物質排出抑制の支援及びPRTR制度の集計結果を施策に活用します。

施策展開

(1) 有害化学物質対策

- ・ダイオキシン類の環境監視【環境保全課】
- ・解体工事現場への立入検査【環境保全課】
- ・アスベスト対策【環境保全課、保健予防課、建築課】
- ・食品の安全性の確保【食品・生活衛生課】

(2) 有害化学物質の適正管理の推進

- ・PRTR制度の集計結果に基づく必要な環境モニタリングの実施【環境保全課】

『用語解説』

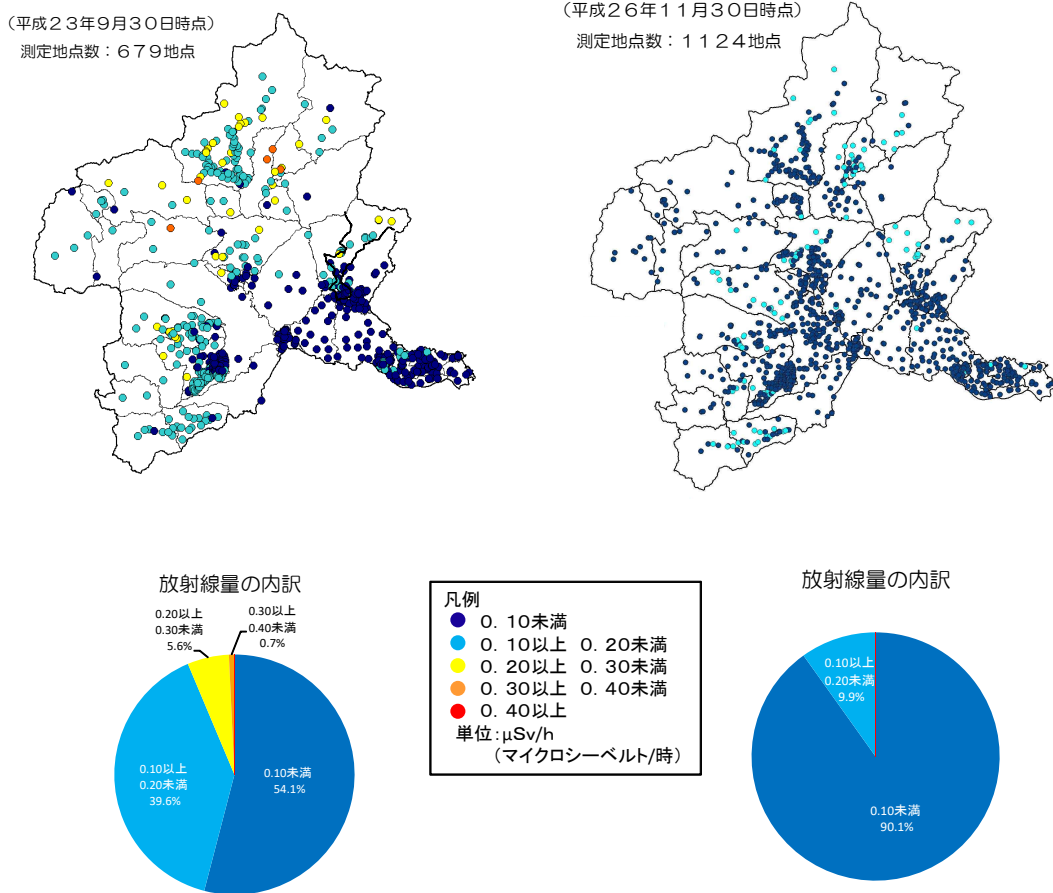
- * 1 アスベスト(石綿):天然の鉱物繊維で、熱や摩擦に強く、切れにくい、酸やアルカリにも強いなど丈夫で変化しにくいという特性を持っています。繊維が極めて細かく、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15~40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫(悪性の腫瘍)などの病気を引き起こすおそれがあります。
- * 2 PRTR:Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国が把握・集計・公表する仕組みです。

4 放射性物質への対応

現状と課題

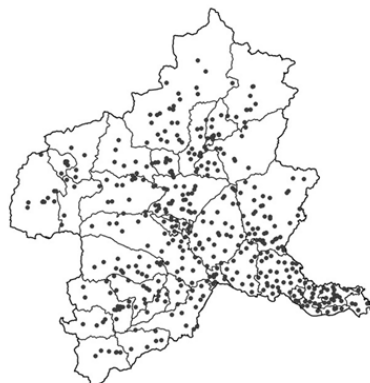
- 東日本大震災以降、生活圏における汚染の状況を把握するため、県・市町村で2011（平成23）年度から空間放射線量率^{*1}の測定を開始し、2019（令和元）年度末現在、除染や自然減衰により、生活圏では問題のないレベルになっています。
- 放射性物質による影響は完全には払拭されていないことから、2015（平成27）年度からは中長期的な監視体制に移行し、空間放射線量率が継続して問題のないレベルにあることを監視しています。
- 県内に流通する食品の安全性を確保するため、「群馬県食品衛生監視指導計画」に基づき、中核市と連携して県内の食品製造所又は販売店で採取した加工食品について、「群馬県食品安全検査センター」で放射性物質検査を実施しています。
- 県営水道における浄水や、県が管理する流域下水道終末処理場から発生する下水汚泥についても、定期的に放射性物質検査を実施しています。
- 2011（平成23）年度から県内農地土壌の放射性物質の調査に取り組み、2012（平成24）年1月に県全域の放射性セシウムの濃度分布図を公表しました。引き続き、土壌中の経時的な変化を把握するためのモニタリング定点調査に取り組みます。

空間放射線量率の変化（平成23年9月から26年11月）



（資料：環境保全課）

県及び市町村による中長期的な放射線監視地点（平成27年以降）



県及び市町村による中長期的な放射線監視
平成27年度 測定箇所(443地点)

(資料:環境保全課)

将来像

- 引き続き、生活圏の空間放射線量率について、現状（ $0.23 \mu\text{Sv}/\text{時間未満}$ ）が維持されています。
- 県営水道における浄水の放射性物質検査を行い、安全な水道水を供給しています。
- 県内に流通する加工食品について、基準超過件数が0となっています。

取組の方向性

- 県民の安全安心につなげるため、放射線監視の継続及び情報の提供を行います。
- 汚染状況重点調査地域解除支援等、放射性物質による影響が払拭されるよう、関係機関と連携して取り組みます。
- 水質検査センターにおいて、ゲルマニウム半導体検出器を用いて、県営水道の浄水場ごとに、放射性ヨウ素、放射性セシウムについて月1回の検査を行い、結果を公表します。
- 基準値を超えた食品が流通することを未然に防ぐことを目的として、群馬県食品衛生監視指導計画に基づき検査を実施し、中核市と連携して県内に流通する食品の安全性を確保します。
- 安全安心なきのこ生産を推進します。

施策展開

(1) 中長期的な視点での環境監視の実施

- ・空間放射線量率の測定実施【環境保全課】
- ・環境放射能水準調査の実施【環境保全課】
- ・流通食品の放射性物質検査の実施【食品・生活衛生課】
- ・野生鳥獣肉の放射性物質検査の実施【自然環境課】
- ・群馬のきのこ安全確保対策【林業振興課】
- ・農産物の放射性物質検査【技術支援課】
- ・県営水道の放射性物質検査の実施と結果の公表【(企)水道課】
- ・農地土壌等の放射性物質の調査【農政課】
- ・流域下水道脱水汚泥の放射性物質検査【下水環境課】

(2) 情報の総合化、広報の促進

- ・「群馬県放射線対策現況」による県民への広報【環境保全課】
- ・県ホームページで最新情報を随時更新【環境保全課】
- ・県・市町村放射線対策会議等による連携強化、情報の共有化【環境保全課】

『用語解説』

- * 1 空間放射線量率：空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。平均的な空間放射線率が $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上である地域は「汚染状況重点調査地域」に指定され、除染が実施されます。
- * 2 Sv：シーベルト。人体への放射線の影響の程度を表す単位。シーベルトの1000分の1がミリシーベルト（mSv）、さらにその1000分の1がマイクロシーベルト（ μSv ）になります。

5 快適な生活環境の創造

現状と課題

- 地球温暖化など、地球環境問題への対応に大きな関心が寄せられている中で、環境に配慮した企業活動を行おうとする県内中小企業者について、制度融資により資金面から支援しています。
- 緑化の重要性は増していますが、市町村の対応など個々の課題は多様化・複雑化しています。
- 住民の暮らしの中に密接な結びつきがある道路空間について、屋外広告物や電柱・電線により良好な道路景観の形成に影響を及ぼしています。
- 市街地中心部では、点在する小規模な低未利用地が増え続けており、今後の人口減少の進展などにより、さらに都市のスポンジ化が拡大することが想定されます。
- 本県には、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」があり、人類共有の財産として未来へ伝えていく責務を負っています。そのためには、世界遺産のみならず、その周辺環境についても世界遺産の価値を損なうことのないよう一体的に保存する必要があります。
- 本県には、豊かな自然に包まれ、地域の人々の長年にわたる生活の中で形成され、伝承されてきたたくさんの文化遺産があります。
- 豊かな自然と文化が織りなす多彩な文化財があり、古代から近代まで重要な遺跡や歴史的建造物、古い町並みや景観など、身近に文化財が多数残されています。
- 人々が自然とともに長年生活して形成された景観や守ってきた自然が残され、後世に伝えるべく文化財として指定されています。
- 身近にある文化財の価値や魅力に気付かせて欲しいという声があります。
- 県産農産物は、国産農産物よりも消費者の安心感が高い傾向にあり、県民の安心感は高まっています。

将来像

- 緑化や森づくりへの県民意識の高まりや運動の活発化により、緑化活動や行事参加者の増加、「緑の募金」への協力推進が図られています。
- 美しい景観の創出・保全により、魅力ある地域が創出されるとともに、良好なまちなみが形成され、快適な居住環境が確保されています。
- 地域住民の生活との調和に配慮し、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が有する世界遺産としての価値を維持しています。
- 未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、それを地域社会総がかりで継承し後世に伝えられています。
- 県民の健康で豊かな食生活が実現しています。
- 消費者と生産者の顔の見える関係が構築されています。

取組の方向性

- 環境美化の意識を啓発するため、「春・秋の環境美化運動」や標語コンテストを行います。
- 制度融資により、事業者等に対する資金面での支援を行います。
- 県公害審査会を運営し、公害に係る紛争の解決を図ります。
- 緑豊かなで暮らしやすい環境づくりのため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図ります。

- 本県の有する個性豊かで美しい景観を活かし、県民の郷土に対する誇りをはぐくむとともに、本県の風土に根ざした魅力を広く発信するため、市町村の「景観まちづくり」の取組を支援します。
- 観光ルート等における良好な景観形成を図り、ぐんまの魅力とブランド力を高めるため、県内の主要観光ルートや高速道路等のIC周辺道路の沿道地域等において、地域の特性に応じた屋外広告物の規制誘導を推進します。
- 市街地の秩序ある整備を図り、快適な居住環境を形成するため、土地区画整理事業に取り組みます。
- 県民に憩いとレクリエーションの場を提供するため、県立都市公園の整備と適正な運営管理を行います。
- 世界遺産を後世に継承するため、世界遺産とその周辺環境を保存します。
- 親しみやすく分かりやすい文化財整備を推進するとともに、市町村が行う文化財の保存・活用事業を支援します。
- 文化、文化財を活かしたまちづくりを推進します。
- 県産農産物の安全性の理解を促進します。
- 地産地消^{*1}の取組を支援します。

施策展開

(1) 快適な環境の確保

- ・環境美化活動【気候変動対策課】
- ・制度融資による支援【環境政策課、経営支援課】
- ・公害紛争処理【環境保全課】
- ・緑化推進対策【森林保全課】
- ・環境保全型農業の推進【技術支援課】
- ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進【技術支援課】
- ・農薬適正使用の推進【技術支援課】
- ・市町村の景観行政団体への移行支援【都市計画課】
- ・屋外広告物の規制誘導【都市計画課】
- ・土地区画整理事業【都市計画課】
- ・都市公園の整備や運営管理【都市計画課】

(2) 文化財の保存・活用

- ・世界遺産の包括的保存管理【文化振興課】
- ・文化財の指定、登録、選定【文化財保護課】
- ・文化財パトロール【文化財保護課】
- ・文化財の修理、整備、管理、埋蔵文化財発掘調査等【文化財保護課】
- ・上野国分寺跡整備、保護管理【文化財保護課】
- ・観音山古墳保護管理【文化財保護課】

(3) 地産地消の促進

- ・農産物直売所における連携や情報発信の強化【ぐんまブランド推進課】
- ・観光資源と農産物・食の魅力の一体的PR【ぐんまブランド推進課】
- ・「すき焼き」の一層の定着【ぐんまブランド推進課】
- ・「ぐんま地産地消推進店」「群馬地産地消優良店」「ぐんま地産地消協力企業」の認定【ぐんまブランド推進課】

『用語解説』

*1 地産地消：地域で生産されたもの（農産物等）を地域で消費することです。

安全・安心で快適な生活環境づくり 数値目標

指標	単位	現状		目標	
		年度	数値	年度	数値
1 水環境、地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進					
公共用水域環境基準達成率（河川：BOD75%値）	%	R元	85.0	R12	（検討中）
汚水処理人口普及率	%	R元	81.8	R9	91.7
2 大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止					
家畜排せつ物不適正管理注意票交付農家（継続指導中）戸数	戸	H30	6	R11	0
畜産苦情における悪臭関連件数	件	H30	27	R11	20
3 有害化学物質による環境リスクの低減					
大気への化学物質の排出量（PRTR制度による届出値）	t/年	H30	4,061	R11 実績	4,000
公共用水域への化学物質の排出量（PRTR制度による届出値）	t/年	H30	59	R11 実績	50
4 放射性物質への対応					
空間放射線量率（0.23 μ Sv/時間未満）	%	R元	100	R12	100
5 快適な生活環境の創造					
緑化関連行事数	回	R元	61	R12	65
土地区画整理完了率	%	R元	82	R11	91

第 6 章 進行管理

第1章 計画の進行管理

1 施策や事業への取組

良好な環境の保全と創造に資する施策や事業は、県のそれぞれの担当部局が中心となり、その推進に努めます。また、その実施状況については、効果的な環境保全施策の推進を図ることを目的に、環境マネジメントシステムなどの手法を活用して、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：見直し）により、毎年点検・評価します。

同時に、県自らが消費者、事業者として率先して環境に配慮した消費行動、事業活動を実践します。

2 環境指標による点検・評価

実施した施策や事業がどの程度効果を発揮しているかについて、できるだけ客観的に評価するため、施策の実施状況等を数値で表すことのできる主要な項目を計画目標として設定し、これらの推移を見ることによって、実施した施策の効果を間接的に把握します。

3 環境審議会での点検・評価

環境の観点から専門的かつ客観的な点検・評価を行うため、上記の点検・評価の結果を環境審議会に報告します。

4 環境白書等による公表

計画目標の達成状況や事業の実施状況について点検・評価し、その結果は環境白書や県ホームページで毎年公表します。

資 料 編

「群馬県環境基本計画2016-2019」進捗状況調査結果

環境問題に関する県民意識アンケート

群馬県環境審議会委員名簿

群馬県環境基本計画策定の経過

群馬県環境基本条例

SDGs と実施施策との関係